

# 長岡京市立神足小学校 P T A 規約

## 第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は長岡京市立神足小学校 PTA といひ、事務所を神足小学校内に置く。

(目的)

第 2 条 この会は会員が協力して家庭・学校及び社会における児童の健全な育成をはかることを目的とする。

(活動)

第 3 条 この会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

- (1) 児童の生活指導と福祉向上に関する協力
- (2) 教育環境の整備と充実
- (3) 会員相互の研修・親睦をはかる活動
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

(方針)

第 4 条 この会は運営の正常を期するために次の方針に従う。

- (1) 児童の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的としない。
- (3) この会、または、この会の役員の名で公私の選挙の候補者の推薦はしない。
- (4) 学校の人事及び管理には干渉しない。

## 第 2 章 会員

第 5 条 この会の会員は、長岡京市立神足小学校に在籍する児童の保護者及び同校に勤務する教職員とする。

- 2 会員はすべて所定の会費を納め一学期 9 0 0 円とする。(年間 2, 7 0 0 円) 徴収は学期始めとする。その学期の開始日の翌日以降に転入した場合は、翌学期からの徴収とする。転出の場合は返金しない。
- 3 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第 3 章 役員

第 6 条 この会の役員は次の通りとする。

会 長	1 名	(保護者から)
副会長	若干名	(2 名以上)
書 記	若干名	(3 名以上)
会 計	若干名	(2 名以上)
庶 務	若干名	(2 名以上)

但し、書記、会計の定員のうち各一名は、教職員より選出する。

第7条 役員を選出は次の通りとする。

- 2 毎年3学期の総会で承認する。
- 3 役員選出については別に定める役員選出細則による。

(任期)

第8条 役員任期は毎年4月1日から就任(翌年3月31日までの1年)とする。但し、あと1年の再任は妨げない。

- 2 役員に欠損が生じた時は、運営委員会において後任者を決定することができる。
- 3 その場合の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長は次の職務を行う。

- (1) この会を代表し会務を総括すると共に議決事項を執行する。
- (2) 総会、運営委員会及び役員会を招集し、総会以外の議長となる。
- (3) 各委員会及び各集会に出席して意見を述べるができる。
- (4) その他必要な事項

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。

第11条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 年間活動計画の立案に協力する。
- (3) 記録、通信、その他の書類を保管する。

第12条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会及び運営委員会が議決した予算にもとづいて会計事務を処理する。
- (2) 収支予算の立案に協力する。
- (3) 年度末総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (4) 会長の指示に従ってこの会の財産を管理する。

第13条 庶務は各会が速やかに運営されるよう会長の指示に従い職務を行う。

(会計監査)

第14条 この会の経理を監査するため2名の会計監査を置く。会員中より会長が委嘱して総会の承認をうける。但し、任期は1年とする。

## 第4章 委員

第15条 この会に次の委員を置く。

地域委員	若干名
学級委員	若干名
文化委員(文化部・サークル部)	若干名
広報委員(広報部・編集部)	若干名
保健委員(学級委員併任)	

第16条 各委員の選出は別に定める役員選出細則による。

第 17 条 各委員の任務は次の通りとする。

- (1) 地域委員はその地域におけるこの会の事務を行うと共に地域における児童の校外活動の補導には、役員及び委員が中心となり、よりよい地域社会づくりに協力する。
- (2) 学級委員は自分の属する学級や学年を単位にした児童の生活や環境がよくなるように努める。
- (3) 文化委員は文化教養の事業を立案実施する。サークル部は各サークル活動をする。
- (4) 広報委員・編集部は会報の発行をする。広報部はその他の広報活動をする。
- (5) 保健委員（学級委員併任）は PTA 会員である保護者と教職員が協力して、児童の健康や食生活について考え活動する。

第 18 条 各委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

## 第 5 章 機関

第 19 条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 運 営 委 員 会
- (3) 役 員 会
- (4) 委 員 会
- (5) 集 会

（総会）

第 20 条 総会は全会員で構成され、この会の最高議決機関である。

- 2 定期総会または臨時総会は会長が招集する。ただし、学校長もしくは会長の判断で書面決議も可能とする。
- 3 議長は役員外からその都度選出する。
- 4 定期総会は 1 学期と 3 学期の年 2 回とする。
  - (1) 1 学期の総会には次のことを行う。
    - イ) 前年度の年間活動報告、収支決算報告及び監査報告並びにそれらの承認
    - ロ) 本年度の年間活動計画及び収支予算の提案並びにそれらの議決
    - ハ) その他重要な事項
  - (2) 3 学期の総会には次のことを行う。
    - イ) 次年度の役員承認
    - ロ) その他重要な事項
- 5 臨時総会は会長または運営委員会が必要と認めた時、その他会員の 10 分の 1 以上の要求があった時に開くことができる。
- 6 総会は会員の 4 分の 1 以上をもって成立する。但し、委任状をもって出席にかえることができる。
- 7 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する。

(運営委員会)

第 21 条 顧問、役員、地域委員、学級の正副総委員長及び各学年の正副学年長、文化・広報の各正副委員長をもって構成され、総会につぐ議決機関である。

- 2 会長が招集し議長となる。ただし、会長の判断で、書面決議も可能とする。
- 3 緊急やむを得ぬ重要事項については、総会にかわり審議決定することができる。

(役員会)

第 22 条 役員、顧問をもって構成され、この会の最高執行機関である。

- 2 必要に応じて会長が招集し議長となる。
- 3 役員会は次のことを行う。
  - (1) 総会及び運営委員会で議決された事項
  - (2) 総会及び運営委員会に提出する議案の作成
  - (3) その他会務を処理するために必要な事項
- 4 緊急の場合、会長の名においてこれを執行することができる。但し、この場合、次期総会（運営委員会）において承認を得なければならない。

(顧問)

第 23 条 この会に顧問を置く。

- 2 顧問は学校長と前会長とする。
- 3 顧問は必要に応じ会の諮問にこたえる。

## 第 6 章 経費

第 24 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他をもって支弁される。

- 2 経費は総会において議決された予算にもとづいて行われる。
- 3 決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 4 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 規約改正

第 25 条 この規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

- 2 この規約の改正案は、総会開催の 1 週間前に全会員に知らせておかなければならない。

## 第 8 章 リコール制

第 26 条 役員・委員に不適任者のある時は、過半数の会員によりリコールすることができる。

## 第 9 章 会員の個人情報

第 27 条 PTA 活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

## 附 則

この規約は、平成19年4月1日より施行する。

- 1 昭和28年4月1日制定
- 2 昭和63年3月8日一部改正
- 3 平成19年3月3日一部改正
- 4 平成31年2月27日一部改正
- 5 令和4年10月18日一部改正

# 長岡京市立神足小学校 P T A 細則

## 第 1 章 役員選出細則

第 1 条 PTA の役員選出はこの細則の定めるところによる。

- 2 毎年 3 学期の総会一週間前までに次年度の役員選出を行う。
- 3 役員選出はアンケートにより次期役員選出会出席者を自薦、もしくは抽選にて決定ののち、次期役員選出会にて互選、もしくは抽選で役員を選出する。
- 4 役員候補者は、総会の承認によって決定する。
- 5 役員は各学年から 1 ～ 3 名ずつ選出する。
- 6 各役職は互選により決定する。

## 第 2 章 委員の選出

第 4 条 地域委員の定足数は原則として児童数 4 0 名に 1 名の割合で選出し、1 地域最低 2 名を原則とする。選出方法は各地域で民主的な方法で選出する。

- 2 委員は学級ごとに 3 名選出し、委員の互選により学級委員 2 名、文化・広報の委員を選出する。学級内のすべての会員がその学級に属する児童に対して、学級委員または文化委員または広報委員を経験し、前述の委員の経験が 2 回目以上になる選出が発生した場合は、文化委員・広報委員に関してはその学年内から選出する。

## 第 3 章 役員選出委員会

第 5 条 役員選出委員会の委員は本部役員によって構成する。役員選出委員長は会長が委嘱する。

- 2 役員選出委員会は選出した役員の氏名を総会の 1 週間前までに文書または配信等の方法で会員に通知する。
- 3 役員選出委員会は前条により通告する前に被選出者の同意を得ておかなければならない。但し、特別の理由がない限り辞退することが出来ない。
- 4 役員選出委員会はその任務が終わると共に解散する。

## 附 則

この細則は、昭和 6 2 年 4 月 1 日より実施する。

- 1 この細則の改正は総会の議決を要する。
- 2 昭和 2 8 年 4 月 1 日制定
- 3 昭和 6 2 年 3 月 7 日改正
- 4 平成 3 1 年 2 月 2 7 日改正
- 5 令和 2 年 2 月 2 9 日改定
- 6 令和 4 年 1 0 月 1 8 日一部改正

## 旅 費 ・ 慶 弔 内 規

### 1 旅 費 内 規

- (1) 交通費は実費を支給する。
- (2) 弁当を要する時は500円を支給する。
- (3) 宿泊費は5,000円を限度として実費を支給する。
- (4) 動員事業における参加費の実費を支給する。

### 2 慶 弔 内 規

- (1) 教職員が結婚した時は 3,000円贈る
- (2) 教職員またはその配偶者が出産した時は 3,000円贈る
- (3) 会員（配偶者を含む）が死亡した時は 5,000円供える
- (4) 児童が死亡した時は 5,000円供える
- (5) 職員が2週間以上病気のため欠勤した時は 3,000円贈る
- (6) 児童が2週間以上病気のため欠席した時は 2,000円贈る
- (7) 教職員が転勤又は退職した時は  
転勤 3,000円贈る  
退職 5,000円贈る

3 会長はこれに定める他に必要があると認めた時は、本部役員と協議して5,000円以内で金品等を支給することができる。但し、急を要する場合、会長はこれを決し本部役員会において事後承認を受けるものとする。

4 学級単位等で集金し慶弔金をしてはならない。

5 慶弔慰金に対し返礼をしてはならない。

### 附 則

この細則は、平成24年4月1日より実施する。

- 1 この細則の改正は総会の議決を要する。
- 2 昭和28年4月1日制定
- 3 昭和63年3月8日改正
- 4 平成23年5月21日改正
- 5 平成24年3月2日改正
- 6 平成27年5月27日改定
- 7 令和4年10月18日改正

## 長岡京市立神足小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 長岡京市立神足小学校 PTA (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース等 (以下「個人情報データベース」という) の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、神足小学校 PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、神足小学校 PTA 本部役員・各委員会委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費の集金業務・管理業務
- (2) 本部役員・委員選出に係る一切の業務
- (3) 各種 PTA 会議の準備・運営に係る一切の業務
- (4) 文書の送付に係る一切の業務
- (5) 登校班名簿・地域連絡網・登校パトロール一覧などの児童の安全に係る名簿作成
- (6) 本部役員・各委員会・クラス電話名簿作成
- (7) 各種行事・講演会・交流会などに係る一切の業務
- (8) 団体保険申込み
- (9) PTA サークル活動に係る一切の業務
- (10) PTA 広報誌などへの掲載
- (11) お知らせメール配信

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報管理は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベースを取り扱う電子機器などについては、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供する対象者の氏名

(3) 提供する情報の項目

(4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける側の確認など)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えいなど(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第15条 本会はPTA本部役員・各委員会委員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 16 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 17 条 本会の「長岡京市立神足小学校 PTA 個人情報取扱規則」は総会において改正する。

附則

本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する

- 1 平成 31 年 2 月 27 日制定
- 2 令和 2 年 2 月 29 日改定